

日医発第 1691 号（健Ⅱ）  
令和 5 年 12 月 26 日

都道府県医師会  
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長  
釜 菴 敏

ファイザー社ワクチン、モデルナ社ワクチン及び第一三共社ワクチン  
の有効期限の取扱いについて

標記に係る事務連絡については、[令和 5 年 12 月 5 日付日医発第 1549 号（健Ⅱ）](#)をもって貴会宛にご連絡いたしました。

今般、同事務連絡を更新した旨、厚生労働省より、各都道府県等衛生主管部（局）宛事務連絡がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

今回の更新は、本年 12 月 25 日をもって、武田社ワクチン（ノババックス）は、すべて有効期限が到来しているため、本年 12 月 26 日以降、流通しているワクチンを使用しないようお願いするものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会および関係医療機関に対する周知方、ご高配のほどお願い申し上げます。

厚生労働省 HP 新型コロナワクチンの有効期限の取扱いについて：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_kigen.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kigen.html)

事 務 連 絡  
令和 5 年 12 月 25 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

ファイザー社ワクチン、モデルナ社ワクチン及び第一三共社ワクチンの  
有効期限の取扱いについて

標記について、今般、別添のとおり、都道府県衛生主管部（局）等宛てに事務連絡を発出したところです。

貴会におかれましては、別添について、貴管下の会員各位に対し周知するとともに、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種の円滑な実施について、引き続き関係者との連携に努めていただきますようお願いします。

事務連絡  
令和5年12月25日

各〔都道府県〕  
〔市町村〕  
〔特別区〕衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

ファイザー社ワクチン、モデルナ社ワクチン及び第一三共社ワクチン  
の有効期限の取扱いについて

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

ファイザー社ワクチン、モデルナ社ワクチン武田社ワクチン(ノババックス)及び第一三共社ワクチンの有効期限の取扱いについては、「ファイザー社ワクチン、モデルナ社ワクチン、武田社ワクチン(ノババックス)及び第一三共社ワクチンの有効期限の取扱いについて」(令和5年12月4日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡。以下「令和5年12月4日付け事務連絡」という。)で周知しているところですが、令和5年12月25日をもって、国が確保している武田社ワクチン(ノババックス)すべての有効期限が到来し、供用を終了することを踏まえ、下記のとおり御連絡いたします。

各都道府県及び市町村(特別区を含む。)におかれましては、本事務連絡に基づいてワクチンの有効期限を取り扱っていただくとともに、関係機関等への周知をお願いいたします。

また、これに伴い、令和5年12月4日付け事務連絡は廃止し、本事務連絡をもって代えることとします。

なお、下記の取扱いについては、添付文書上の保存方法を遵守したワクチンに適用されるものであり、本取扱いを踏まえつつ、保存方法についても適切にお取りはからいいただくようお願いいたします。

記

1 有効期間の設定について

ワクチンの有効期間は、当該ワクチンを製造販売する企業において収集された、一定期間保存した後の品質に関するデータに基づき、薬事上の手続きを経て、設定されます。このため、

有効期間を設定した後であっても、新たなデータに基づく薬事上の手続きを経ることにより、有効期間が延長されることがあります。

令和5年12月25日現在、

- ・ ファイザー社ワクチン(オミクロン XBB.1.5 対応1価)の有効期間は18か月
- ・ モデルナ社ワクチン(オミクロン XBB.1.5 対応1価)の有効期間は12か月
- ・ 第一三共社ワクチン(オミクロン XBB.1.5 対応1価)の有効期間は7か月

となっておりますが、モデルナ社ワクチン(オミクロン XBB.1.5 対応1価)のバイアルには有効期間を9か月と印字されたものが流通しています。つきましては、印字されている有効期限に関わらず、上記でお示した有効期間として取り扱っていただきますようお願いいたします。

## 2 有効期間の延長及び取扱いについて

各ワクチンについて、下記2-1から2-3のとおり、取り扱っていただきますようお願いいたします。

### 2-1 有効期間の変更について

モデルナ社ワクチン(オミクロンXBB.1.5対応1価)の有効期間は、バイアルに9か月と印字されたものであっても、下表のとおりとなります。

○モデルナ社ワクチン(オミクロンXBB.1.5対応1価)

ワクチン/承認日	令和5年9月12日
モデルナ社ワクチンの有効期間	9か月→12か月

### 2-2 見分け方及び取扱いについて

別添にあるロット No のバイアルの有効期限については、印字されている有効期限より長いものとして取り扱っていただきますようお願いいたします。

### 2-3 武田社ワクチン(ノババックス)

令和5年12月25日をもって、武田社ワクチン(ノババックス)は、すべて有効期限が到来しています。令和5年12月26日以降、流通しているワクチンを使用しないようお願いいたします。

## 3 有効期限の近いバイアルの優先使用について

ワクチンの有効活用の観点から、有効期限の近いバイアルから使用していただくよう改めてお願いいたします。

**モデルナ社ワクチン（12歳以上用、オミクロンXBB.1.5対応1価）の有効期限について**

（令和5年12月25日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡 別添）

ワクチンの有効期間は、当該ワクチンを製造・販売する企業において収集された、一定期間保存した後の品質に関するデータに基づき、薬事上の手続きを経て、設定されます。

モデルナ社ワクチン（12歳以上用、オミクロンXBB.1.5対応1価）については、-25℃～-15℃で保存する場合の有効期間は、下記の通りです。

**【有効期間12か月のロット一覧】**

（令和5年12月25日時点）

ロットNo	印字されている有効期限 (有効期間9か月を前提)	接種に活用して 差し支えない期限 (有効期間12か月を前提)
710002A	2024/3/27	2024/6/27
710002B	2024/3/28	2024/6/28
710002C	2024/4/2	2024/7/2
710003A	2024/4/3	2024/7/3
710004A	2024/4/6	2024/7/6
710005A	2024/4/10	2024/7/10
710006A	2024/4/12	2024/7/12
710007A	2024/3/30	2024/6/30
710008A	2024/4/5	2024/7/5
710009A	2024/4/13	2024/7/13
710010A	2024/4/7	2024/7/7
710011A	2024/4/16	2024/7/16
710012A	2024/4/10	2024/7/10
710013A	2024/4/13	2024/7/13
710014A	2024/4/8	2024/7/8
710015A	2024/4/14	2024/7/14
710017A	2024/4/14	2024/7/14
710018A	2024/4/18	2024/7/18
710020A	2024/4/16	2024/7/16

※外箱・側面はDD/MM/YYYYと印字されています。

※有効期限の取扱いの情報については、以下の厚生労働省HPにも掲載することとしていますので、ご参照ください。

（二次元コード）

厚生労働省HP「新型コロナワクチンの有効期限の取扱いについて」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_kigen.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kigen.html)

